



社協

だより

2020. 11.1 No. 175号

社会福祉法人下松市社会福祉協議会
〒744-0078 下松市西市二丁目10番16号
下松福祉センター内
TEL 41-2242 FAX 41-2330
<http://www.kudamatsu-syakyo.or.jp/>



一人じゃない。
あなたは

赤い羽根共同募金



もくじ (主な内容)

赤い羽根共同募金	2, 3P
実習生報告	4P
善意の花束	5P
ボランティアコーナー	6P
掲示板	7, 8P

皆さまの温かいご支援に支えられ、今年も10月1日から、「赤い羽根共同募金運動」が全国一斉に始まりました。

下松市共同募金委員会では、下松市役所で開始式を行った後、広報車による啓発活動を行いました。

お寄せいただいた善意の募金は、下松市の福祉の充実に役立てられます。

市民の皆さまのご参加とご協力をお願いいたします。



下松市のまちを良くするしくみです！ 赤い羽根共同募金

「困ったときはお互いさま」の精神から始まった赤い羽根の募金運動。
世の中の、誰もがしんどい今こそ、そのチカラを発揮するときです。

赤い羽根募金活動は、毎年10月1日から全国一斉に始まります。
みんなのためにと思ったことが、あなたの町のためへとつながっていきます。
それは、あなたの住む町を変えていくはじめの一歩となるはずです。

期間中に、いろいろな形での募金を行いますので、あなたのやさしい気持ちをお待ちしております！



下松市で行われる共同募金助成事業

令和2年度下松市分の助成金は、7,245,385 円です。

皆さまから寄せられた共同募金は、下松市における各福祉分野の活動に助成し、有効に活用させていただいております。

高齢者のために

3,825,385 円

一人暮らしの方へのふれあい弁当、
シニアクラブへの事業費として

子どもたちのために

300,000 円

子ども会活動助成、
こども 110 番の家のぼり旗整備費として

障がい者のために

1,110,000 円

各当事者団体の活動を支援する
事業費として

母子家庭のために

110,000 円

当事者団体への事業費として

地域の福祉活動のために

1,900,000 円

地区社協の育成と活動を支援する
ための活動費として

歳末たすけあいに

324,800 円 (昨年末に交付されました)

ふれあい交流ベンチ購入費として
ふれあいいいききサロン年末年始活動支援事業、
年末施設見舞い、ひとり親世帯へ

意志あるお金、募金のチカラ。

色々な機会ですべてに募金の協力をお願いしています。

戸別募金

自治会を通じて、各戸(世帯)に呼びかける募金です。

学校募金

小・中・高校に協力を呼びかける募金です。

法人募金

市内の企業や法人などに協力を呼びかける募金です。

職域募金

企業や団体の従業員・構成員のかたに協力を呼びかける募金です。



赤い羽根「福祉活動支援事業」助成金

山口県共同募金会 下松市共同募金委員会では、地域福祉活動やボランティア活動等市内の団体が行う地域福祉活動を財源面で支援します

▼ 対象となる団体

- ・ 住民福祉向上のための福祉活動を行う団体で、少なくとも1年以上の活動がある団体
- ・ 1年以内に設立された団体で、住民の福祉向上に効果が認められる事業を計画する団体

▼ 対象事業

- ・ 高齢者を支援する活動
 - ・ 障がい児(者)を支援する活動
 - ・ 児童、子育て支援に関する活動
 - ・ その他住民福祉活動に寄与する団体
- ※ただし、団体の運営に要する経費や趣味及び娯楽性の高い備品等は対象外です。

▼ 助成限度額

1年度につき1団体 20万円以内

▼ 選考

下松市共同募金審査委員会を経て助成の可否を決定



募集期間 令和2年11月1日～11月30日

資料請求
問い合わせ先

下松市西市二丁目10番16号 下松福祉センター内
山口県共同募金会 下松市共同募金委員会 (下松市社会福祉協議会) ☎(41)2242

お気軽にご相談ください。

社会福祉士実習報告

社会福祉協議会では、福祉の未来を担う人材養成のため、社会福祉士を目指す実習生を受け入れていきます。

今年度、8月17日から9月4日の15日間の実習を終えた学生からのお声をお届けします。



山口県立大学 社会福祉学部
3年 山本さん

15日間、下松市社協の皆様には本当にお世話になりました。

コロナ禍の中、ボランティアやサロンなど、いろいろな事業に参加させて頂き、たくさんの方の経験がすることができました。

特に大藤谷ふれあい・いきいきサロンでは、住民の方に交じりゲームや体操をさせて頂きました。地域の人の温かさ、人と人とのつながりの大切さを学びました。

下松市社協で学ばせてもらったことは、知識が増えただけではなく、多角的に物事を見る力や社会福祉士とは何かを考える機会にもなり、この経験は私にとって宝物となりました。



山口県立大学 社会福祉学部
3年 吉河さん

15日間の実習、お世話になりました。

サロンやボランティア、地区社協の情報交換会など下松市内の地域を訪問する機会を多くいただき、地域の方々とかかわりながらそれぞれの地域性について学ぶことができました。実習を通して地域のつながりの大切さを改めて感じる事ができ、座学では学ぶことのできない貴重な経験をさせて頂きました。

コロナの心配もある中で、実習を受け入れてくださった下松市社協の皆様、地域の皆様、本当にありがとうございました。



徳山大学 福祉情報学部
3年 富永さん

私は8月から9月にかけての15日間、実習させて頂きました。

実習中は社協の業務を詳しく講義形式で学び、職員と一緒に訪問やサロン、情報交換会等に参加させて頂いたりと大学では学べない様々な経験ができました。地域の方々も私たち実習生を笑顔で迎えて下さり、温かい言葉や気持ちを頂きました。「頑張つて」の声掛けにいつも元気づけられていました。

今回の短い実習の中で得られたものを今後の糧にし、残りの大学生活を一生懸命頑張ります。ありがとうございました。



善意の花束

社会福祉事業のためにと、市民の皆様から、善意銀行に忌明けその他の厚志を含めてたくさんのお善意が寄せられました。ここに厚くお礼申し上げます。

なお、氏名・金額はご了承ください。こちらの方のみ掲載しています。(順不同)
令和2年6月17日～令和2年9月15日 受付分

香典返し

瑞穂町 大和登子様 八〇,〇〇〇円
(御主人) 貞夫様

一般寄付

周南市 木村茂様 一〇,〇〇〇円
累計 八〇,〇〇〇円
美里町 匿名様 四,五〇〇円
柳クラブ火曜日会様 六,〇〇〇円
瀬戸内ひらめ友の会様 一四,六〇四円
累計 二,八六七,四二二円
匿名様 五,〇一八円
切山 故林智恵子様 一〇〇,〇〇〇円

指定寄付

日立製作所労働組合笠戸支部様 一六六,一〇九円
累計 一七,七八五,八二九円



物品寄付

マルハン下松店様 お菓子



介護用品(紙おむつ) 四件
リングブル 一六件
使用済切手 一三件

善意銀行は、市民の皆様からいろいろのこもった金銭や物品をお預かりし、その善意を社会福祉等に役立てようとするものです。

善意銀行は、地域福祉活動推進の貴重な財源となっています。どうかご協力ください。

ひとり親世帯見舞金の

交付申請のご案内

共同募金運動の一環として、12月1日から歳末たすけあい募金が実施されます。歳末たすけあい募金では、ひとり親世帯に対して、見舞金を交付します。

【交付対象者(申請ができる世帯)】

- 10月1日現在及び見舞金交付時、下松市内に住所があり居住する世帯
- 福祉医療費受給者証(ひとり親家庭医療費助成用)をお持ちの世帯
- 交付予定額 一世帯あたり五,〇〇〇円
- ★ただし、在宅介護見舞金・交通遣見舞金受給者を除く

【申請方法】

申請書は、下松市社会福祉協議会、市役所長寿社会課(1階10番窓口)、市役所各出張所、末武公民館、中村総合福祉センター1で、10月26日(月)から配布します。申請書に必要事項を記入、押印のうえ下松市社会福祉協議会へ提出して下さい。(申

請書は下松市社会福祉協議会のホームページからもダウンロードできます。)

【添付書類】

申請者である保護者の福祉医療費受給者証(ひとり親家庭医療費助成用)の写しを添付して下さい。

【申請期間】

11月2日(月)から12月4日(金)まで 8時30分～17時15分
※土、日曜日、祝日を除く
(郵送の場合は12月4日(金)必着)

【交付方法】

申請書の確認後、対象者には、民生児童委員を通して、12月以降に見舞金を交付します。

【申請及び問い合わせ先】

〒744-0078
下松市西市二丁目10番16号
下松福祉センター内
下松市社会福祉協議会
☎④2242



あなたも一緒に活動してみませんか？



下松市内では、いろんなボランティアグループが活躍されています

下松市ボランティア連絡会 登録グループ一覧 (2020年7月現在)

グループ名	主な活動
下松点訳・音訳友の会	各種情報を点訳・音訳などを通じて視覚障害者等へ提供する活動および、福祉教育への協力などの市民啓発活動
下松手話あじさいの会	手話の学習、聴覚障害者との活動・交流、行事の準備、関係団体行事への参加・協力、学校等への協力・指導
下松BBS会	青少年非行防止活動・防犯活動
まつぼっくりの会	布おもちゃ・布絵本の製作、貸し出し
下松認知症を支える会 えくぼの会	家族の集い・いきいきサロンの開催、施設見学、認知症サポーター養成講座・介護についての研修
話そう会	各施設へのお話し相手ボランティア活動や施設行事への参加協力、定例会
つくしの会	独居老人への配食サービスの実施、愛のバザー等福祉活動への参加
花岡地区会食グループ	公民館にて独居老人への会食サービスの実施
久保独居会食サービスグループ	独居老人への配食会食サービスの実施
末武福寿会	独居老人への配食会食サービスの実施、公民館行事への協力
中村和らぎ会	独居老人の配食事業(年6回)、学童の通学時の立哨、100歳体操
米川ボランティアグループ	独居老人への配食サービスの実施、愛のバザーへの協力
七浦つくしの会	独居老人への配食サービスの実施等
なでしこの会	独居老人への配食サービスの実施、公民館・地域事業への参加・協力
花岡社協ボランティア部	慰問ハガキの送付、花鉢配布、横断歩道の立哨、高齢者施設への慰問、おりがみ教室、音楽演奏
腹話術小鳩会	腹話術・手品・紙芝居で、施設・公民館等への演芸訪問、ボランティア行事への参加・協力、夏休み親子腹話術・手品の体験講座の開催
たんぽぽの会	唄と踊りを中心に施設や敬老会等への演芸慰問、地域のイベント等への参加
ひまわりの会	切手収集整理、施設慰問
潮音民謡同好会	三味線民謡を通じて、福祉施設や地区の各種イベント等に参加、研修会の実施(月2回)
はごろもグループ	カラオケでの施設への慰問
箏友会	介護施設を巡り、箏・三弦・尺八による邦楽・童謡等の演奏訪問
ケルティックハープ・竖琴の会	施設や病院での演奏活動
この街	朗読・歌・カラオケ・笑いヨガによる施設訪問活動
11=Jack	福祉・介護イベントでのパフォーマンス、地域・福祉施設ボランティア、研修会・講演会の参加・開催

- ・ボランティア活動をしてみたい!
- ・何か始めてみたい!
- ・このグループってどんなことしてるの?

と思われた方は
下松市社会福祉協議会まで
ご連絡ください。



掲示板

コロナ禍の地域福祉の進め方

6月29日、下松福祉センターで市内各地区社協の代表者が集まり地区社協長連絡会議を開催しました。

本年度の社協事業についての説明の後、コロナ禍での各地区での行事の取組状況等意見交換を行いました。

本年度はどの地区も行事を中止や縮小しての実施としており、新型コロナウイルス感染予防に配慮した取組みをしていました。



小地域福祉活動の推進者

8月7日、下松福祉センターで各地区の福祉員が集まり福祉員連絡会議を開催しました。

事務局から連絡事項についての説明の後、グループに分かれて「平常時、新型コロナウイルス感染症の影響下での地区での活動状況」をテーマに情報交換を行いました。グループワークでは飛沫感染シートを設置して、感染予防に気をつけました。

皆さん久しぶりの集まりということで、貴重な時間を共有しました。



地域で見守り

8月20日、久保公民館で久保地区の福祉員・民生児童委員が集まり研修会が開催されました。

コロナ禍の中、感染予防に気をつけて、公民館の2階講堂でそれぞれの間隔をあけ、窓を開け、扇風機を複数台回して研修会が開催されました。

福祉員の役割についての説明の後、各地域に分かれ担当の民生児童委員と福祉員がお互いの顔合わせを行い、これからの活動に向けて、連携を深めることを確認しました。



地域性を再確認

7月から9月にわたり、市社協職員が市内15の各地区社協を訪問して、情報交換を行いました。

その中で、普段は聞けない、各地区での現状や課題、問題点等についても聞くことができ、大変有意義な時間になりました。

☆地区社会福祉協議会（地区社協）とは

住民一人ひとりが社会福祉に参加して、地域の中の助け合いを育てていくための住民組織です。地区住民や自治会、民生委員などから選出された代表者によって構成され、私たちの生活上の問題や課題について話し合い、問題解決のための活動や福祉の風土作りを進めて行く活動をしています。



令和2年度

下松市社会福祉振興大会

新型コロナウイルス感染予防のため、
式典のみ開催します。

日時 令和2年 **11月17日(火)**
13:30～14:10

場所 **スターピアくだまつ 展示ホール**

内容 **式典**…… 13:30～
開会行事・功労者表彰

その他 **入場制限あり**
(今年度は来賓・本会理事・受賞者および受賞者の)
(関係者のみで開催します。)
手話通訳・要約筆記あり

【問い合わせ】

下松市社会福祉協議会 ☎ ④12242 FAX ④12330

ボランティア連絡会

7月21日、下松市社会福祉協議会に所属するボランティア団体の代表者が集まりボランティア連絡会が行われました。

今回は、新型コロナウイルス感染症予防のため、全体会議の時間を短縮し、3つのグループに分かれて情報交換を行いました。

似ている活動をしている団体ごとに分かれて行ったため、活発な意見が交わされました。他の団体のことを知ることができ、これまで以上に団体同士のつながりが強くなるよい機会になりました。



地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

このような事で困っている方はいませんか？

近所のおばあちゃんに支払いを頼まれる事があるけど、このままでいいのかしら。



ATMの使い方や手続きに毎回迷っている高齢者がいるんだけど・・・



買い物に来ては小銭をひろげて「この中から取ってくれ」と言いお金を数える事がむずかしそうだけど。



離れて暮らす父親が、最近物忘れが出てきて通帳やハンコをよく失くすので心配。



ぜひ一度、社会福祉協議会までご相談下さい!!

お困りの方の暮らしの安心をお手伝いする制度です。相談は無料です。

対象者（以下の全てにあてはまる方）

- 認知症や知的障害・精神障害などにより必要な福祉サービスを自分の判断で適切に選択・利用する事が難しい方。（身体障害での利用は不可です。）
- 契約能力および利用意志のある方。

問い合わせ 下松市社会福祉協議会 ☎41-2242



次回発行は来年2月号です

